

自由権規約選択議定書五条2項(a)に対する留保

葉 師 寺 公 夫

論文要旨

自由権規約選択議定書五条二項(a)は、同一の事案が他の国際手続又は解決の手続の下で検討されていないことを規約人権委員会が確認した場合でなければ、規約人権委員会は個人から付託された通報を検討してはならないと定める。この規定は、同一の事案が複数のフォーラムで重複して審査されることを避けることを目的とする。しかし、「検討されていない」というのは現在検討されていないことを意味するので、少なくとも締約国が同条項に留保を付して、過去に他の調査又は解決手続で検討された通報も規約人権委員会の検討から排除する旨の留保を付している。本稿はこの留保の効果について検討したものである。

目 次

はしがき

一 規約人権委員会の初期の事例

二 規約人権委員会の対応の変化

結びにかえて

は し が き

自由権規約選択議定書五条2項は、次のように定める。

「委員会は、次のことを確認した場合を除き、個人からのいかなる通報も検討してはならない。

(a) 同一の事案が他の国際的調査又は解決の手続の下で検討されていないこと。(以下省略)」

これは、同一の事案が二つの国際手続で重複して審査されることを回避するための規定である。とりわけ人権条約の場合、自由権規約委員会(以下、規約人権委員会という)に通報されたものと同一の人権侵害事案が、例えば女性差別撤廃条約個人通報議定書に基づき女子差別撤廃委員会や人種差別撤廃条約一四条に基づき人種差別撤廃委員会に、あるいは地域的人権条約に基づきそれらの条約実施機関に同時に又は相前後して通報されるということが実際に発生しうる。そうした場合に同一の事案につき複数の条約実施機関が二重に問題を検討しないように、この規定は、自由権規約委員会に対し、通報と同一の事案が他の実施機関で検討されていないことを確認し、もし検討されていることが確認される場合には、当該通報を受理できないとして拒否しなければならないことを定めたものである。しかし、この規定は、「同一の事案」とは何であるかについては直接規定していないし、またそれが「検討されていないこと」(is not being examined)という規定の仕方をを用いていることから、文言通り読めば、同一事案が他の解決手続で現に検討されていないことのみを求めると考えられる。そうすると、個人通報者は、ある事実を例えばヨーロッパ人権裁判所に対して同条約三条違反(拷問又は非人道的な取扱いの禁止)として申し立て、同裁判所で条約違反はないという判断がなされた後、規約人権委員会に一〇条違反(自由を奪われた者及び被告人の取扱い)として通報するということが起こりうる。こうした場合に、規約人権委員会は通報された事案の事実が同一であれば主張される違反がたとえ別の条文に関係するものであっても、これを「同一の事案」とみなして通報を受理してはならないということになるのか、それとも同一の事実から出発していても主張されている条約違反の内容が異なるならば同一の事案とはいえないとして、これを受理し検討することができるのかという問題が生じる。さらにこの例の場合、事案は既にヨーロッパ人権裁判所で検討を終えたのであって現に検討されているのではないから、規約人権委員会は通報を受理できるということになるのだろうか。

議定書五条2項(a)については、この条項の起草過程及び規約人権委員会の事例に関するこれまでの研究の中から既に相当程度その解釈が明ら

かにされてきている。その内容は多岐にわたるが本稿との関係では「検討されていない」という文言の解釈と、「同一の事案」の解釈に関連する解釈についてのみふれておけば十分であろう。

まず「検討されていない」という文言について、ノバックは次のように指摘している。すなわち、国連総会第三委員会がこの条項が議論されたとき、当初のオランダ案は他の国際調査又は解決手続で「既に検討された」(had already examined) 通報を受理してはならないという規定ぶりになっていたが、後に採択されることになる九カ国提案ではこの文言が意識的に「検討されていない」という文言に置き換えられ、さらに「委員会は受理できないとみなす」という文言も「委員会は検討してはならない」に置き換えられたことから見て、この五条2項(a)は受理可能を単に停止する障害(suspensive barrier to admissibility)に過ぎない、と。⁽¹⁾ ガンジーも、規約人権委員会の実行についてふれ、五条2項(a)については国連公用語の内、スペイン語テキストのみ「検討されなかった」という文言が使用されているが、規約人権委員会は第三五会期に同条に関する作業を「検討されていない」と定める英語をはじめ四カ国語のテキストに基づかせることを決定したことを確認している。⁽²⁾ したがって、規約人権委員会の場合、ヨーロッパ人権条約三五条2項(2)(旧第二七条1項(b))とは異なり、他の国際調査又は解決機関で現に検討さえされていないれば同一事案であっても通報を受理し、検討することができる仕組みになっている。これは米州人権条約四六条1項(c)と同じである。したがって、議定書五条2項(a)は、他の国際解決手続で係属している事案は、その検討が終了するまで規約人権委員会の作業を開始しないという意味しかもたない。したがって、例えば規約人権委員会と米州人権委員会に同一の事案が同時に提起された場合、規約人権委員会は米州人権委員会での手続が撤回されたことを確認できない限り規約人権委員会での検討を開始することはできないが、米州人権委員会での検討が終了して後に改めて規約人権委員会に提起された通報は検討することができる。ヨーロッパ人権条約との関係では、ヨーロッパ人権委員会や人権裁判所は規約人権委員会に一度でも係属したことのある同一の事案は検討することができないが、他方規約人権委員会はヨーロッパ人権委員会や人権裁判所で検討が終了している事案であれば同一事案でも通報を検討できるということになる。

そこで、こうした重複審査の可能性に対抗してヨーロッパ人権条約や米州人権条約の締約国は、自由権規約第一議定書の批准又は加入に際して、同一の事案がこれらの条約の実施機関の下で一度でも検討された場合には、規約人権委員会は当該通報を受理できないことを留保することによって重複審査の可能性を排除しようとした。このため、こうした留保の解釈や留保の許容性自体が規約人権委員会で争われるようになってきており、通報の受理可能性をめぐる一つの重要な争点を形成するに至った。

「同一の事案」の解釈は、実のところこうした留保の範囲をめぐる通報者と締約国との解釈の対立から検討されざるを得なくなった面がある。例えば、「同一の事案」を解釈した先例とされるファナリ対イタリア事件 (No. 75/1980) では、イタリアが自国の留保を援用して「憲法裁判所の手続でファナリと共同被告となった者がファナリが提起した憲法裁判所の手続、権限及び判決に関する違反の主張と共通するいくつかの違反に関する『同一事案』をヨーロッパ人権委員会に提出している」場合には同一の事案が他の解決手続で検討されたことになると主張し、他方ファナリが「同一事件の複数係属 (cases-pendency)」は異なる裁判所に同一人物によって複数の異なる訴訟が提起された場合にのみ存在する」としてこれを争ったことから、規約人権委員会は「五条2項(a)という『同一の事案』とは同一の個人に関する同一の請求であって、その者又はその者のために行動する立場にある者によって他の国際機関に提出されたもの」をいうと定義したのであり、さらに後に見るV0対ノルウェー事件 (No. 168/1984) でもノルウェーの留保を契機として、規約人権委員会は「同一の事案」という場合の「同一」とは「同一の当事者、同一の主張された苦情及びその苦情を支持するために提示された事実」に関係する概念だと指摘したのである。

ノバックは、規約人権委員会は五条2項(a)に基づく検討禁止の適用範囲を狭める解釈を行うことによって、同一の通報者が同一の請求、すなわち同一の事実と同一の苦情内容を行う場合以外は五条2項(a)の禁止は適用されないという運用を行ってきたと指摘する⁽⁴⁾。しかし、規約人権委員会はヨーロッパ人権条約や米州人権条約の締約国により議定書五条2項(a)に付された留保については、当初相当慎重に対処していたことが認められる。結論的に言えば、規約人権委員会のこうした留保に対する態度は、同委員会が留保に関する一般的な意見二四を一九九四年に採択することと相前後して一つの転換が生じてきているように思われる⁽⁵⁾。これまでは同一の事案の重複審査の問題は主に地域的人権条約の実施機関と規約人権委員会との間で生じてきたのであるが、今後はそれらに加えて、国連採択の人権諸条約の間でも類似の重複審査問題が生じる可能性がある。これまでは個人通報といえは主要には規約人権委員会に提起されるものが多かったが、人種差別撤廃委員会や拷問禁止委員会に提出される通報も徐々に増加する傾向にあり、さらに女子差別撤廃委員会に対する個人通報事例も今後は増えることが予想される。そうした場合の同一事案の重複審査問題を検討する上でも、選択議定書第五条2項(a)に対する留保に関する規約人権委員会の態度の転換をこれまでの先例に照らして検討しておくことは一定の意義を有することになろう。本稿では最初にまず初期の事例を検討し、その後新しい変化について検討する。

一 規約人権委員会の初期の事例

(1) A. M. v. Denmark (No. 121/1982)

選択議定書第五条2項(a)に関する最初の事例とされるのは、A M対デンマーク事件(No. 121/1982)である。⁽⁶⁾この事件で問題になったのは、デンマークの次のような留保であった。「当該事案が既に他の国際調査手続で検討された場合には個人からの通報を検討する規約人権委員会の権限につき留保する」。⁽⁷⁾

事件の概要 デンマークで暴力事件に関連して陪審裁判で有罪宣告され服役したバキスタン人通報者は、出入国管理当局より刑期終了後、即刻退去強制を言い渡されたが、刑事事件で公正な裁判を受けられなかった上、退去強制は品位を傷つける取扱いにあたるとして規約七条、一四條、二六條等の違反を申し立てた。通報者は、同一事案をヨーロッパ人権委員会にも申し立てたが、人権委員会は一九八二年三月一日に申立は明白に根拠不十分として受理不可能と宣言していた。⁽⁸⁾

委員会の決定 委員会は、デンマークの留保に鑑み、次のように結論づけた。「上記の留保に照らせば、また同一事案が既にヨーロッパ人権委員会したがって議定書五条2項(a)にいう他の国際調査手続で検討されたことに鑑みれば、委員会は本件通報を検討する権限がないと結論する」⁽⁹⁾しかし、この多数意見に対しては、グレフライト委員の次のような個別意見が付された。少し長いが、後に問題となってくるので引用しておく。

「(デンマークの)留保は他の国際調査手続で既に検討された事案に言及している。私の意見では、他の手続の下で受理不可能の決定によって検討が却下された事案に言及するものとはいえない。——ヨーロッパ人権委員会は通報者の申立を明白に根拠不十分として受理不能と認定した。それにより同委員会は、ヨーロッパ人権条約の枠組みでは当該事案を検討する権限がないと認定した。受理不可能と宣言された申立は、留保がいう意味で、規約人権委員会が検討を排除されるような形で『検討された』とはいえない。同留保は、規約人権委員会が他の国際調査機関で検討された事案を再審査することを防止することを目的とする。違反があったと主張される規約上の権利がヨーロッパ人権条約及びその手続要件でもカバーできているというだけの理由で通報を扱う規約人権委員会の権限を制限することを当該留保が狙い

としているわけではない。もしそれが当該留保の狙いだということであれば、私の意見では、その留保は議定書の目的と両立しない。同一の事実と言及する不服がヨーロッパ条約の手続の下で受理不可能と宣言された場合には規約人権委員会は通報を検討することを排除されるといふ場合に留保を解釈するというのであれば、通報の受理可能性についての要件は別の国際文書で定められ選択議定書のそれとは異なっているという事実があるにも拘わらず、ヨーロッパ人権条約の手続の下で受理不可能と宣言された苦情はすべて規約人権委員会ではもはや検討できないという結果をもたらさざらう。ヨーロッパ条約の制度の下で受理不可能と宣言された申立は、たとえ同じ事実と言及していたとしても、必ずしも規約及び議定書の制度の下で受理不可能とはいえない。明白に根拠不十分だとしてヨーロッパ委員会により受理不可能と宣言された申立についても同じことがいえる。申立が明白に根拠不十分だという決定は、当然ながら専らヨーロッパ条約が定める権利に關してなされたものである。しかし、同条約の権利は規約が定める権利とは実体上も履行手続上も異なるものである。これらの権利は、ヨーロッパ委員会の権限と同様に、別個の独立した文書から生じている。したがって、受理不可能というヨーロッパ委員会の決定は規約人権委員会の前での事案には影響を及ぼさないし、規約人権委員会がその法的基礎に基づいてかつそれ自身の手続きに従って通報の事実を審査することも、規約の規定との両立性を確認することも妨げない。この審査はヨーロッパ条約の下での結果と同様の結果をもたらすかもしれないが、必ずしもそうなるとはいえない。デンマークの留保は、同一事案が二度審査されるのを回避することが目的である。同留保は、ヨーロッパ人権委員会が受理不可能と宣言したという事実にも拘わらず議定書の下では受理可能とされうる通報に門戸を閉ざすことを目的としたものではない。⁽¹⁰⁾

ここでは少なくとも三点が指摘されている。まず他の国際解決手続で受理不可能という理由で却下された事案は、「検討された」という要件には該当せず、したがって、上記のような留保の範囲には入らないというのが第一点である。これは留保の解釈に關係する。第二に、仮に受理不可能として却下された事案まで「検討された」として規約人権委員会の検討から排除することが留保の目的だとすれば、そのような留保は個人の通報権を保障することを目的とする議定書と両立せず無効となるといふ論点である。しかも留保の議定書の目的との両立性が問題になるときは、規約人権委員会に判断権があるという主張が併せて既になされている。第三は、同一者による同一事実に基づく主張であっても、ヨーロッパ人権条約と自由権規約では権利の内容や権利についてのアプローチの仕方が異なるかもしれず、したがって規約人権委員会は通報の検討を妨げられないという論点である。多数意見を見る限り、これらの論点についてどう議論されたのかは定かでない。しかし、多数意見は、同一

人が同一事実に基づいて一度ヨーロッパ人権委員会に申し立てた事案については、その結果がどのような形で終結しようとも規約人権委員会の管轄権を排除するというのが、デンマークの意思であり、この留保の効果を重視して通報を不受理としたと考えられる。委員会はまたこの時点では、留保の許容性自体を自ら判定できるとは決して考えていなかったように思われる。

(2) V.O. v. Norway (No. 168/1984)⁽¹¹⁾

本件で問題となった留保も、ノルウェーの次のような留保である。「委員会は、同一事案が既に他の国際調査又は解決手続で検討された場合には個人からの通報を検討する権限を有しない」⁽¹²⁾。

事件の概要 通報者は、スウェーデン人の妻との離婚に関連した訴訟で、ノルウェーの各種裁判所は偏見に満ちた一方的な決定によって娘に対する監護権を妻に与え、通報者には訪問権のみを認めたが、妻がかたくなにこれを拒否したために事実上面会でさまざまな規約違反を受けたと主張した。一九八二年一月二〇日に通報者は、ノルウェーによるヨーロッパ人権条約違反の被害者（娘の監護権につき公正な裁判を受けられなかった点で六条一項違反、裁判所決定で家族生活が侵害されたとして八条違反、性による差別として一四条違反）だとして、ヨーロッパ人権委員会に申立を行った。本件通報で主張された事実は、ヨーロッパ人権条約の諸条項違反の主張に関連する限りでは、規約一四条一項、一七条一項、二六条違反を主張するために規約人権委員会に提出された事実と同じものである。ヨーロッパ人権委員会は、一九八四年三月一五日に申立を受理不能と決定した。詳細にわたる決定で、委員会は、公正な聴取を受ける権利と合理的期間内に決定を受ける権利につき六条一項違反があるという申立人の主張、家族生活の尊重に関して八条違反があるという主張、性を理由とする差別禁止に関して一四条の違反があるという主張のすべてにわたって申立は明白に根拠不十分だと認定した。⁽¹³⁾

この事件では留保に関連して当事者間で相当の書面での議論があった。通報者は次のように主張した。①ヨーロッパ人権委員会は、主に裁判所手続の遅延を問題にし、通報の主要な対象である実体問題を十分考慮しなかった。②ヨーロッパ人権委員会の前で採用されたヨーロッパ条約の規定は規約人権委員会に対する本件通報で採用された規約の規定とはいくつかの点で違いがある。規約の関連規定の方がヨーロッパ人権委員会の前で採用した規定よりは苦情を申し立てている問題に対して通報者の権利を保護するのに適している。③規約人権委員会に対する申立はヨーロッパ委員会への決定に対する上訴ではなく、ノルウェー裁判所の決定にのみ関係する。ヨーロッパ人権条約六条の規定は法の前の平等

について限られた守備範囲しかもたない。しかも同条約は規約二三条と二六条が定める分野をカバーしていない。通報者の事案ではヨーロッパ条約よりも国際規約の方がはるかに関連が深い。④「同一事案」は他の国際調査又は解決手続で既に適性に検討されたとはいえない。明らかに、同一の事案は国際規約三条、一四條、二三條及び二六條に関連する限り、どこでも検討されたことはない。⑤ヨーロッパ委員会の決定には、誤った主張、不公平な仮定、根拠不十分な結論がある。¹⁴⁾

これに対してノルウェーは次のように反論した。①議定書五条二項(a)は、規約人権委員会と他の国際解決手続とによる「同一事案」の同時的検討を排除するが、留保は一事不再理(*non bis in idem*)の原則を設定するものだ。②ヨーロッパ委員会は「ヨーロッパパレルで提起された申立を明らかに審査し、事案のすべての側面が検討され、委員会はその上でヨーロッパ人権条約二七條二項の意味で明白に根拠不十分だとして受理不可能を宣言したのであるから」、議定書五条二項(a)に対する留保は、本件に適用できる。③通報者によるヨーロッパ委員会への申立と規約人権委員会への通報を比較対照すれば、「同一の事実と言及し、新しい事実は規約人権委員会に提出されておらず、また二つの手続での法的主張は同一であることから、二つの書簡は殆ど同一であること」を示している。③ヨーロッパ条約は規約二三條一―四項と同一の規定を含んでいないが、ヨーロッパ条約の様々の条項(八條や二條を一四條と併せ読む)は実質上同じ保護を与えている。本件事実を審査する上では公正な聴取を「合理的期間内に」行うという要件は規約一四條にはないが、ヨーロッパ条約六條は規約一四條と比肩できる。¹⁵⁾

要するに、当事者間の最大の争点は、ヨーロッパ人権条約と自由権規約は実質上同一の人権を保障していると言えるかどうか、したがって、本件通報者はヨーロッパ人権委員会に申立を行った際に、この通報と実質的に同一の主張をし同一の権利侵害を訴えたのかという点にあったといえる。なおこの事件では、申立は明白に根拠不十分なため受理不可能というヨーロッパ人権委員会の決定は、条約の関連規定の内容に相当し入った解釈の結果であった。その意味では受理不可能の決定ではあるが申立の内容は相当程度実質的審理がなされていたといえることができる。

委員会の決定 委員会は、こうした争点も踏まえて次のように決定した。「議定書五条二項(a)に対するノルウェーの留保が、「同一の事案」が既に他の国際手続で検討された場合には委員会は通報を検討する権限がないと定めていることに留意する。委員会の見解では、この文言は、同一の当事者については、主張される苦情とそれを支持するために提示された事実を指す。したがって、委員会は委員会に提起された事案は事実上ヨーロッパ委員会が検討したのと同じ事案だと認める。」「通報者が規約議定書に基づく通報を提出した事情を十分理解はするが、委員会は締

約国の留保が通報の検討を排除する作用をもつと認定する⁽¹⁶⁾。

委員会は、通報者の苦情と提示された事実の同一性があれば、同一の事案だとする見解を採用して、ノルウェーの留保をそのまま適用した。一応両当事者の主張には対応したが、苦情の内容そのものが、援用された規約の条文とヨーロッパ人権条約の関連条文との間で実質上同じかどうか、規約人権委員会に通報された事案が異なる事実構成を与えられ別個の権利の侵害という構成をとって主張されていなかったかどうかといった実質問題にはふれることなく、基になった事実の同一性と苦情がその事実に基づいて行われたという点のみに着目して、留保の対象範囲内と認定したのである。疑わしい場合は留保に有利に判断したものと考えられる。

二 規約人権委員会の対応の変化

(1) Robert Casanovas v. France (No. 441/1990)⁽¹⁷⁾

本件で問題になったフランスの留保も、「委員会は、同一事案が他の国際調査又は解決手続で検討されているか又は既に検討された場合には個人からの通報を検討する権限を有しない」と定めていた⁽¹⁸⁾。

事件の概要 通報者はナンシーの消防士だったが、地方当局から不適格を理由に解雇通告された。最初の解雇は、五カ月以内にナンシー行政裁判所の審理で取り消されたが、地方当局は再度の解雇を通告し、この通告に対するナンシー行政裁判所への訴えは一九八九年一〇月に裁判長が予備審査の終結命令を行って以降審理がなされず、通報者からの督促の照会にも拘わらず滞留事件の順番待ちという回答により、三年近くも放置されていた。通報者は規約二条3項、一四条の違反を訴えた⁽¹⁹⁾。通報者は、一九九〇年七月二〇日にヨーロッパ人権委員会にヨーロッパ人権条約六条違反を訴えたが、同年一〇月三日、同委員会は、条約は公務員の解雇を規律する手続には適用されないとして申立を受理不可能と決定した⁽²⁰⁾。ところが、後に見るような理由で、規約人権委員会はフランスの留保の適用を認めず、通報を受理する決定を下した。ただし、本案見解ではナンシー行政裁判所が一九九一年一二月二〇日に通報者勝訴の判決を下したので、この程度の遅延は一四条違反とはいえないとした⁽²¹⁾。

この事件でも、留保の範囲に関する両当事者の主張が相当対立しているので、それをまず見てみよう。フランスは、通報者がヨーロッパ人権委員会に本件を既に申し立て、同委員会が申立を受理不可能と宣言しているから、留保が適用されると

いう。すなわち、事件は、同一の個人、同一の事実、同一の請求に係っているから、同委員会が本案につき決定していないという事実は、留保の適用を排除しない。フランスは自らの主張の根拠付けとして *V. O. v. Norway* (No. 168/1984) の委員会決定を援用した。²²⁾

委員会の決定 しかし、委員会は次のように述べてフランスの主張をしりぞけたのである。すなわち、「ヨーロッパ委員会は、ヨーロッパ条約と事項的に両立しない (*incompatible ratione materiae*) として申立を受理不可能と宣言した。規約人権委員会は、ヨーロッパ条約の権利は規約に定める権利とは内容的に異なっているし実施手続も異なっているから、事項的に受理不可能と宣言された事案は、留保がいう意味で、規約人権委員会が審査を排除されるような仕方では「検討された」とはいえない。」²³⁾

右の決定には、規約人権委員会の対応につき、一つの重要な変化が見て取れる。委員会は以前の決定で、本案審理がなされず受理不可能という理由で申立が却下されたということを理由として事案が「検討された」とはいえないとする主張を排除してきた。ところが、本件では、受理不可能の理由に立ち入っている。受理不可能の決定が申立はヨーロッパ人権条約と事項的に両立しない、すなわち、申立の内容はヨーロッパ人権条約が保障する人権の範囲に入らない、という理由で申立を却下したことに注目しているのである。換言すれば、ヨーロッパ人権条約の保障する人権の範囲に入らなくても規約によってカバーされる人権が新たな通報で主張されている場合には、同一の事案が検討されたことにはならないという判断を下したのである。同一の人が同一の事実に基づいて新たな通報を行ったとしても、規約が保障する人権の範囲がヨーロッパ人権条約が保障する人権とは異なるものである場合には苦情の内容が異なるという判断を行い、留保の援用できる範囲を制限したといえる。これは結局、規約人権委員会になされた通報の内容に実質的に立ち入って、主張される権利侵害が実際に先行する国際解決手続で実質上「検討された」といえるのかどうかを判断することへの扉を開いたことを意味しよう。

(2) *Diemar Pauger v. Austria* (No. 716/1996)²⁴⁾

この事件で問題になったオーストリアの留保も表現は若干違うが、基本はこれまでのケースと同じである。²⁵⁾

事件の概要 小学校教師である妻が死亡したことにより一九八五年一月より寡夫年金受給対象者となった通報者は、オーストリア年金法

(第八次改正) の過渡期条項(一九九五年一月以降にのみ完全支給になる)により寡夫年金額が寡婦年金額の三分の二に設定されているのは規約二六条違反だと主張した。²⁶⁾ 通報者はこれをオーストリア憲法上違憲(差別禁止)として憲法裁判所に提訴したが、裁判所は過渡期条項は社会変化の

漸進性を反映したものだとして請求を棄却した。規約人権委員会は通報者の最初の通報 (No. 415/1990) につき、一九九〇年三月の見解で、本件は性に基づく差別にあたり規約二六条違反を構成すると認定した。しかしオーストリア当局は支給額の再計算を行わなかった。⁽²⁷⁾ 通報者は、一九九一年一〇月再婚したことにより、年金法二二条に基づき年金受給権が七〇ヶ月の総額一括支払いの受給権に切り替えられることになった。しかし、地方教育局は、従前の過渡期条項に基づいて給付額を三分の二で算定し七〇ヶ月分の支給を決定した。同年一月、通報者はこの計算方法の不服申立を行ったが、一九九二年二月に地方当局が申立を却下したので、最高行政裁判所に提訴し、最高行政裁判は一九九三年九月に再婚後一九九四年一二月までは三分の二、一九九五年一月以降は同一額で算定した額を支給すべきとする判決を下した。⁽²⁸⁾

そこで通報者は、ヨーロッパ人権委員会に申立を行った。一九九五年一月、同委員会は、申立の不受理を決定したが、その理由は、「寡夫年金に対する請求と年金受給権についての第八次改正の過渡期条項の適用可能性に関する限りでは、通報者の申立は、議定書に基づく規約人権委員会に対する以前の通報と本質的に同一の問題、すなわち、差別に関係している」、したがって、「同一の事案」が既に他の国際的な調査又は解決手続に提出されたというものであった。申立は、ヨーロッパ人権条約二七条1項(b) (当時) により却下されたのである。⁽²⁹⁾

そこで通報者は、再び規約人権委員会に通報を行った。結論から先に言えば、規約人権委員会は、本件通報を受理し、見解で前の事件と同様に二六条違反を認定したのである。⁽³⁰⁾ 第一通報を規約人権委員会に提出していた通報者がなぜ第二の事件をヨーロッパ人権委員会に提起したのかはわからないが、おそらく規約人権委員会の見解には当事国を法的の拘束する効力がないので、ヨーロッパ人権委員会を通じてさらにヨーロッパ人権裁判所の判決を得ようと考えたのかもしれない。しかし、ヨーロッパ人権委員会は、今度は規約人権委員会の第一通報に対する見解をもって、この申立は既に他の国際解決手続で検討されたものと同一事案だと認定し、ヨーロッパ人権条約二七条 (当時) の規定を理由に不受理を決定したのである。つまり、パウガールの第二の申立も結局は、規約人権委員会に行った通報と同一事案だとみなされたのである。

留保に関する争点 本件では、留保の内容と適用範囲に関連して従前の事件にはなかった論争が繰り広げられた。

まず通報者は次のように主張した。① 事案は、ヨーロッパ委員会はそれを検討する権限がないと考えるという理由により受理不可能と宣言したから、他の事案と異なり、ヨーロッパ条約違反の主張は委員会によって検討さえされなかった。本事案を受理不可能とする同委員会の決定は、オーストリアが付した議定書五条2項に対する留保にいう「同一の事案」の「検討」とはみなすことができない。⁽³¹⁾ ② 一九九二年三月の委員会見解は、その時点までの事案についてのみ決定したもので、それ以後は規約上の権利に違反する権利を締約国に与えたのではない。した

が、一九九二年三月以降の性に基づく差別を主張する新しい通報を行うことは許されなければならない。もしこの新しい通報がヨーロッパ人権条約の下では受理不可能だとヨーロッパ人権委員会が認定するのであれば、規約人権委員会はその苦情を検討することが認められるべきである。さもなくば、どの国際機関も権限がないことになってしまう。^③ヨーロッパ委員会が苦情の本案を審査することなく受理不可能と宣言しただけなのであるから、議定書五条2項(a)に対するオーストリアの留保は本件には適用されない。オーストリア政府が言うように、留保の目的はヨーロッパ委員会を他の国際機関の審査に服させないこと、および、異なる国際機関で異なる判例法が生まれることを避けることにあるのだから、この目的は規約人権委員会がこの苦情を受理可能だと宣言しても、矛盾はしない。^④一九九五年一月九日のヨーロッパ委員会の決定理由 (*ratio decidendi*) は、規約人権委員会に提出された事案とは関係がない。本件通報は一九九二年三月以降の事実に基づいているのだからこの申立を一九九二年三月の見解で規約人権委員会が既に検討した申立と「同一の事案」だとするヨーロッパ委員会の意見には同意できない。^⑤なお通報者は、通報権の濫用という批判については、規約二六条違反に対して救済措置をとっていないのだから権限濫用は政府にあり、委員会見解を公然と拒否する政府職員もいるので再度事案を審査することが必要なのである、と反論した。^⑥

これに対してオーストリアは次のように反論した。^⑦「留保の目的は、ヨーロッパ委員会に事案が係った場合には同委員会の決定がどのようなものであろうと規約人権委員会に同一事案を提起することはできないということを確認することである。留保を付した理由は、(a)ヨーロッパ委員会を他の国際機関の審査に服させないこと、および、(b)異なる国際機関で異なる判例法が生まれることを避けることにある。この留保の狙いはヨーロッパ委員会が下すすべての種類の決定に関係する。」^⑧「一九九五年一月の決定でヨーロッパ委員会は一九九二年三月三〇日の規約人権委員会の見解に言及して事案を検討し、規約人権委員会への通報とヨーロッパ委員会での事案は本質的に同一問題に関係していると認定した。したがって、オーストリアの議定書五条2項(a)に対する留保は適用され、規約人権委員会には本件を検討する管轄権がないと結論する。」^⑨オーストリアは、本件通報で提起されている法的問題は二つの国際調査・解決機関で検討された以前の二つの事案と全く同じであり、既に解決済みの問題であるから通報権の濫用だとも主張した。^⑩

要するに、第一通報と第二通報を同一事案と見るかどうか、通報者とオーストリア及びヨーロッパ人権委員会との決定的な判断の相違点であり、オーストリアの留保がオーストリアの主張するような事案の認識まで含めて留保の対象事項としていたといえるのが争点だったといえよう。

委員会の決定 委員会には既にカサノヴァ事件で、受理不可能の決定の実質的内容次第で、同一事案に対する留保が適用されるかどうかを判断すべきだという決定を行っている。カサノヴァ事件と本件ではヨーロッパ人権委員会が申立を受理不可能とした理由は明らかに異なっている。前者の場合、申立内容がヨーロッパ人権条約が保障する権利に該当しないという理由であったが、本件は、同一事案と考えられる主張が既に規約人権委員会で検討されたという理由によっている。したがって、今回の通報の場合、第一通報と第二通報は同一事案ではないという判断がなされれば、この違いを無視して申立が不受理とされた以上は事案は検討されたとは言えないという結論が当然に出てくることになる。果たして規約人権委員会は、次のように認定した。「二六条に基づき通報者の請求については、委員会は、ヨーロッパ人権委員会に提起された通報者の苦情が議定書に基づき通報者が現在提起している苦情と同一の出来事及び事実に基づいていることに留意する。議定書五条2項(a)につきオーストリアが(上記のような)留保を付したことを想起する。本件では、委員会にはヨーロッパ委員会に係ったのと『同一の事案』が提起された。ヨーロッパ委員会が当該事案を『検討した』かどうかにつき、委員会はまずヨーロッパ委員会が、通報者の規約人権委員会に対する最初の通報と『同一の事案』が次にヨーロッパ委員会に提起されたと考えたために、通報者の苦情をヨーロッパ条約二七条1項(b)に基づいて受理不可能と宣言したことに留意する。ヨーロッパ委員会は通報者の請求の本案を全く審査することなく手続的理由によって通報者の申立を受理不可能と宣言したとみならず。同委員会は通報者の規約人権委員会に対する最初の申立と後のヨーロッパ委員会への申立に若干の差違があることを認めたが、しかし二つの事案は『本質的に同一の事案』に関係していると認めた。以上に基づき、規約人権委員会は、ヨーロッパ委員会が通報者の苦情を、手続的理由すなわち規約人権委員会が以前に同一事案につき検討したという理由で申立を受理不可能としたので、同委員会は通報者の苦情を『検討』しなかったと考える。以上からすれば、規約人権委員会は、議定書五条2項(a)に対するオーストリアの留保によって本件通報を検討することを排除されてはいない。³⁶⁾」

規約人権委員会は、ヨーロッパ人権委員会に提起された申立と本件通報とは同一事実に関する同一の苦情であったという点から、まずは同一の事案がヨーロッパ人権委員会にかかっていたと見る。しかし、係属はしたが、ヨーロッパ人権委員会がこの申立を新たな苦情と見ることをしなかったために提起された新規の事案が「検討された」とはいえないと判断したのである。つまり同一の事案かどうかを決定する上で重要なポイントとは、ヨーロッパ人権委員会によって認定されたところの「事案」ではなく、通報者が主張した事実と苦情に基づき構成されるところの事案なのである。それが同一であれば(本件の場合ヨーロッパ人権委員会が主張したかった違反と規約人権委員会が主張したかった違反は同一のものであるが、

逆にヨーロッパ人権委員会で実質的に本案が審理され却下された後に規約人権委員会に通報する場合同一事実の構成と苦情の根拠条文を変更して異なる人権侵害事件として苦情を新たなものに再構成する場合もある)、議定書五条2項(a)にいう「同一の事案」に該当するというのが本件判断の第一の点である。しかし、その事案についてヨーロッパ人権委員会が異なる事実認識をした場合には、本来「同一の事案」だったものが異なる事案に変更されたために、本来の事案は検討されなかったという第二の判断がなされ、留保の対象に該当しないという結論が下されているのである。

(3) Georg Rogl v. Germany (No. 808/1998)⁽³⁷⁾

本件で問題となった留保はドイツの「委員会の権限は次の通報に適用されない。(a)他の国際調査又は解決手続で既に検討されたもの」という留保である⁽³⁸⁾。本件では同時に「(b)通報によって、議定書がドイツ連邦共和国につき効力を生じる以前に生じた出来事に起源をもつ権利の侵害を非難するもの」という同国の留保も併せて争点となったのであるが、ここでは前者に焦点をあわせる。

事件の概要 本件で通報者は、本人と彼の娘が規約一四条1項、一七条1項と2項、二三条1項と4項、二四条の1項と2項の被害者だと主張した。この事件では、通報者の婚姻破綻後、娘の監護権は妻の側にあったが、妻が再婚後の一九九一年七月に *Crum* 地方行政当局に娘の名を婚姻以前の妻の名字に変更する申請を行い、これが一九九二年三月に認められた。通報者は各級裁判所 (*Regensburg* 行政裁判所、*Bayern* 行政控訴裁判所、連邦行政裁判所) に訴訟を提起してこれを争ったが棄却され、憲法裁判所への訴状も一九九四年一二月に却下された。そこで通報者は、娘の名字の変更の裁判所による確認とその異議申立手続における手続上の欠陥が上記の規約諸条文に違反するとして規約人権委員会に通報したのである⁽³⁹⁾。

ところが、通報者は一九九五年五月二六日に同一の事実及び問題に関する申立をヨーロッパ人権委員会に提出していた。同年八月二五日、申立は登録されたが、一九九六年五月二〇日の決定で同委員会は、全員出席の委員会の多数決で、申立を明白に根拠不十分であるとして受理不能と認定していた⁽⁴⁰⁾。

留保に関する争点 本件においても、ドイツの留保の適用範囲が両当事者間で議論の争点となった。

通報者は次のように主張した。議定書五条2項(a)に対するドイツの留保(a)は、本件通報を排除しない。第一に、カサノヴァ事件の先例によれば、子のための請求については、「子のために苦情を提出する前提となる通報者の原告適格性がヨーロッパ委員会により否定されたのだから、

苦情のこの側面について検討がなされたとはいえない。また、父親として自らの権利の侵害を主張した事案については、関係各者が別個の請求を提起するのであるから、娘の事案の検討とは別個の検討を行うことを留保が排除しているということはできない」と主張した。⁴¹⁾

他方ドイツの反論は以下のとおり。すなわち、通報の検討は留保の(a)により排除される。「締約国が付した留保でいうところの『検討』は、一九九五年五月二六日付けの通報者の申立がヨーロッパ人権委員会により受理不可能と宣言された一九九六年五月二〇日の決定でなされた。」「申立の却下を事後的管轄の欠如による受理不可能の認定と性格づけるのは正しくない。ヨーロッパ条約が認める権利は問題の事実には単に適用されないということに基づいてヨーロッパ委員会が事後的管轄による受理不可能の認定に到達したカサノヴァ事件とは対照的に、ヨーロッパ委員会は本件では、通報者が違反があったと主張するヨーロッパ条約の規定が本件に適用可能だという前提で手続を行った。」「規約一七条と概ね一致するヨーロッパ条約八条により、ヨーロッパ委員会は適用が可能という前提だけでなく、権利に対する干渉があったという前提で手続を進め、その後当該干渉は正当化されると認定したのである。通報者が違反があったと主張するヨーロッパ条約の規定は、規約の規定と大部分が一致しており、ヨーロッパ委員会は、苦情が明白に根拠不十分だと認定する前に事件のすべての事情の完全で徹底した包括的な審査を行った。」「締約国の留保のこの部分の重要な理由は、すなわち抵触する結果を生じさせ得るような国際審査手続の重複を避けることにある。また、『フォーラム・ショッピング』を行う申立人を効果的に回避する国際人権機関の能力という利益を考慮したものである。本件のように、事実状況の広範な検討が国際手続の下で既に行われた場合には特にそうである。」「異なる国際人権機関が同一の申立に繰り返し関与することを回避するというアプローチは、本締約国が採用した特別制限的なアプローチではなく国際協定で標準となってきたものである。」「その証拠としてドイツ政府は、拷問禁止条約、女子差別撤廃条約議定書を援用した。⁴²⁾

この議論に対して、通報者は、「ヨーロッパ委員会は専ら受理可能性のみを決定し本案につき決定しなかった」ことを強調し、さらに留保の制限的解釈を主張して反論した。通報者はカサノヴァ事件での規約人権委員会の所見を参考にして「ヨーロッパ条約の権利は規約に定める権利とは『内容において異なる』と主張し、本件における二つの権利は「大部分が一致している」という締約国の主張に反論した。通報者によれば、「(本件通報で)申し立てられた(規約の)二三条と二四条はヨーロッパ条約には対応する保障がない。一七条についてもヨーロッパ条約八条はより制限的に起草されている。」さらに「控訴審決定の非公開での言い渡しが(規約)一四条1項に違反するという主張についてはヨーロッパ委員会は国内的救済不完了と認定したのだからこの側面についてはいかなる『検討』すら行われていない。⁴³⁾」

以上の論争はいくつかの争点を提示している。まず議定書に対する留保は当事国の意図により解釈するのではなく厳格に解すべきだという主張が通報者からなされているが、この点については特にドイツからなんらの意見もだされてはいない。第二に、本件ではカサノヴァ事件で提示された基準の適用可能性が争われた。カサノヴァ・テストは、申立が事後的管轄権の欠如すなわち主張された権利がヨーロッパ人権条約で保障される権利に該当しないという理由で受理不可能を宣言された場合には、同一の事案が他の解決手続で「検討された」とはいえないとする。ここでは条約で保障されている権利に該当するか否かが重要なメルクマールとされ、事後的管轄権外とみなされて申立が却下されたのであれば事案の実質的検討はなされていないという認識がある。そこで本件でドイツは、カサノヴァ・テストが本件に適用されない根拠を、本件申立のヨーロッパ人権委員会による実質的検討に求めた。すなわちヨーロッパ人権条約の関連条文は本件の場合申し立てられた事実に対応する条文を有しており、はじめから事実適用できる条文がないと判断したカサノヴァ事件とは状況が本質的に異なることをまず掲げる。つまり規約の関連条文とヨーロッパ人権条約の関連条文は形式上規定の仕方が異なるが実質的には後者も本件事実に適用可能な条文が存在しているというのがカサノヴァ事件との第一の相違点とされた。第二の相違点は、したがって、適用可能なヨーロッパ人権条約の該当条文の解釈がヨーロッパ人権委員会で実質的に検討された後明白に根拠不十分という判断が下ったのだから、事案の実質的検討は行われた、という点にある。これに対して通報者の主張には、本案審理を行わず受理可能性段階で却下した場合は同一の事案が「検討された」ことにならないというカサノヴァ事件決定の拡張解釈が見られるが、通報者は、主要には、ヨーロッパ人権条約と規約とは保障する権利の範囲や制約事由に差違があることを強調したのである。この主張は、条約間に権利の内容や範囲等につき異なるところがあれば、それぞれ別個の申立がなされているのであるからそれぞれは別の事案だという議論に繋がり、結局は議定書五条2項(a)の制約を大きく外す効果をもつものである。通報者はさらに規約一四条違反の主張に関連して、通報のこの部分は国内的救済原則不完了が受理不可能の根拠だったのだから同一事案の検討まではなされていないとも主張している。すなわち、同一の事案は同一の事実を基礎として提起された苦情の全体をひとまとめにして判断すべきものではなく、提起された苦情の一つ一つに関して個別的に判断すべきものであるという主張もこの中には見てとれるのである。

委員会の決定 さて、このような争点に対して規約人権委員会は次のような判断を下した。「ヨーロッパ委員会が、通報者が違反のあったと感じているヨーロッパ条約の規定を（当該事件に）適用できるという前提に立って手続を進め、事件で生じていた事実と問題の完全な検討を行ったことに、規約人権委員会は留意する。ヨーロッパ委員会は事件の全事情を徹底的かつ包括的に検討し、最後に通報者の家族生活について

の権利に対する干渉は正当化されるし、したがって、苦情は明白に根拠不十分だから受理不可能だと宣言した。手続の不公平さについては、ヨーロッパ委員会は決定を公開としなかったバヴァリア行政控訴裁判所による違反を除き手続が全体として不公平だと結論する理由はないと認定した。「ヨーロッパ条約の規定は採用した規約の規定とは異なっているという通報者の主張については、規定の文言が異なっているという単なる事実だけでは規約の権利に基づき提起された問題はヨーロッパ委員会で「検討」されなかったと結論するには不十分である。本件において適用される規定の実質的な差違が示されなければならない。本件では、ヨーロッパ条約の六条、八条及び一四条でヨーロッパ委員会により解釈されているものと（この通報で）採用されている規約一四条及び一七条の規定は十分近似しており、生じている関連問題は「検討」されたといふことができる。規約人権委員会の前で規約二三条に関する追加的主張があったからといってこの結論は変わらない。当該条項の下で生じるいかなる問題もヨーロッパ委員会による前示検討の中で実質的に提起されているからだ。」⁽⁴³⁾したがって、本件通報は通報者が大きく依拠したカサノヴァ対フランス事件とは、区別されなければならない。カサノヴァ事件ではヨーロッパ委員会は事件の事実によってヨーロッパ条約の規定が適用されるとさえ考えなかったという事実がある。本件通報は、通報者の家族についての権利と公平な裁判についての権利（判決の宣告を除いて）に関する限り他の国際機関により「検討」されたことになる。したがって、議定書五条2項(a)に対する締約国の留保の(a)項が適用され、委員会は通報のこの側面については検討を排除される。⁽⁴⁴⁾

他方、バヴァリア控訴裁判所による規約一四条1項違反の主張については、ヨーロッパ委員会が国内的救済不完了を理由に申立を却下しているので、他の国際機関により「検討」されたとはいえないとしたが、連邦憲法裁判所の前で主張をしていないので国内的救済不完了で受理できないとした。⁽⁴⁵⁾娘の規約一四条、一七条、二三条及び二四条に基づく権利のためになされた通報部分については、ヨーロッパ委員会が娘のために申立を行う原告適格性を否定したので、規約人権委員会による審査を排除するように、ヨーロッパ委員会で「検討」されたとはいえないとしたが、通報者の主張を娘が全く支持していないことから規約二条の要件を欠くとして受理不可能とされた。

委員会決定は、過去に検討された同一の事案の規約人権委員会での検討を排除する留保の適用可能性についていくつかの基準を明らかにしているように思われる。第一に、先行手続で主張された事実と苦情に適用可能な条文が存在し、実際にその適用が審理段階で検討されたということが重要なメルクマールとされている。したがって、国内的救済原則不完了や、原告としての適格性の欠如などの理由によって事案の受理不可能が宣言された場合などは、事案が検討されたことにはならないという判断を示唆している（ただし本件では別の理由でこの通報部分は却下されて

いる。他方第二に、「検討された」というためには近似した条文に基づき該当する通報部分が実質的に検討されておれば、「検討」という基準は満たされるということをこの決定は明らかにしている。規約人権委員会に対する通報で、新たにヨーロッパ人権条約には存在しない条文の追加的援用があったとしてもこの事情は変わらず、検討の過程で同一の論点が提示され実質的検討が行われていればよいというのが規約人権委員会の基本的判断である。第三に、以上に関連して規約人権委員会は、同一の事案という場合、通報全体ではなく通報の個々の主張部分に関して判断がなされることを明確に示唆したといえるだろう。

結びにかえて

以上に検討した事例以外にも、議定書五条2項(a)に付された留保に関連する通報が提起された事例はある。ただし、訴えられた国が留保を援用しなかったので規約人権委員会は通報の検討を妨げられないとしたり、⁽⁴⁷⁾あるいは訴えられた国により留保の適用が主張されたけれども、規約人権委員会は留保の問題に立ち入るまでもなく通報の内容が疎明できていないなどの理由で、⁽⁴⁸⁾通報を受理不可能と決定している。

規約人権委員会の議定書五条2項(a)に付された留保に対する対応は、他の留保の場合と同様に、締約国の意思をそのまま全面的に尊重するという初期の対応から次第に規約人権委員会がチェック機能を行使用するという対応へと変容してきている。初期の事例では、少数の反対意見があったものの、被害者と主張する同一人物が同一の事実に基づいてヨーロッパ人権委員会に申立をおこなっておれば、当該申立が本案審理まで行かず受理可能性段階でしりぞけられたとしても、さらに、どのような理由により受理不可能と決定されたかの内実を問うことなく、とにかく同一事案が他の国際解決手続において取り扱われたということをもって留保の範囲に入り、規約人権委員会は当該通報を検討することができなくなるという判断を採ったものがある。しかし、こうした対応は、カサノヴァ事件の決定を転機に修正を迫られ、少なくとも受理可能性審査の段階で却下された申立については、不受理の理由を内容に立ち入って検討し、カサノヴァ事件ではヨーロッパ人権条約が保障する権利の枠外にあるとはじめから検討外とされた事案については留保の範囲に入らないという判断を下した。パウガー事件ではさらに、同一事案であってもヨーロッパ人権委員会が事実自体を規約人権委員会で既に検討されたものと同一事案だとみなして請求された別個の事案について審議していない場合にはやはり「検討された」とはいえないという判断を行った。ログル事件では、当該事件ではごく間接的にしかふれなかったとはいえ、

他の国際解決手続に提起された同一の事案が、国内的救済不完了や原告適格等の事由により不受理とされる場合にも検討されたとはいえないというところまで行き着いた感がある。

しかしその一方で、ログル事件では逆に実質的に同一事案が審議されたとみなされる場合には、締約国の付した留保が適用されるとして両者のバランスをはかっている。すなわち受理可能性の審査段階で不受理と決定された場合であっても、不受理の事由がヨーロッパ人権条約の場合「明白に根拠不十分という」という事由の場合には条約の適用を前提として申立の実質を審理し、その結果条約違反に該当しない又は条約が定める権利制約事由の許容範囲内であるという実質上本案審理に比べうる検討がなされている場合には、たとえ両条約の間に規定の仕方の差違や、規約人権委員会に持ち込まれた際に自由権規約の別個の条文が追加されていたとしても当該通報の該当部分は検討されたとみなせるといふ基準を提示したのである。またこの事件の決定は同一事案という場合、それは通報全体ではなく通報で主張される各条文の違反ごとに検討されることも明らかとなった。

しかし、これまでの決定でこの問題に係るすべての問題が出尽くしたわけでは決していない。まず「検討された」という点では一定の基準が打ち出されてきているが、何が「同一の事案」かについてはまだ検討すべき問題が残されているように思われる。さらに、例えば同一事実から派生した同一の権利侵害の主張であっても、ヨーロッパ人権条約の関連条文に対するヨーロッパ人権裁判所の解釈と規約の関連条文に対する規約人権委員会の解釈が明らかに異なる場合に、ひとたびヨーロッパ人権裁判所に係属した事案を権利の内容に関する解釈が異なるという理由から規約人権委員会は提起された通報を留保の範囲外とみなしうるであろうか。あるいは人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約に関連してこれらの実施機関に提起される通報と規約人権委員会に自由権規約違反として提起される通報は、関連する条約規定の目的や範囲が異なるということから重複の診査が認められるであろうか。フォーラムの重複問題は何人も人権条約に限られたことではないが、今後議論の対象となっていく問題だと考えられる。この小論では自由権規約の選択議定書に付された同一事案の重複審査を排除することを目的とした留保に焦点を絞って検討してみたが、現在の議定書五条2項(a)の規定のままだと留保が付されない場合には、同一の事実に基づいて異なるフォーラムに順次通報がなされていくということ十分起こりうる。そうなればフォーラムの正統性自体が疑われるようなフォーラム・ショッピングの可能性も全くないわけではない。そうした事態が本当に人権の救済という視点から望ましいかは検討を要するところであろう。ただし、本小論で見たように同一事案が他の国際解決手続で検討されたという理由で通報を不受理とできるといふためには、先行する国際解決手続において「同一の事案」が真正な意味

で実質的に審理されていなければならぬといわねば当然のことが確認され、内実に立ちつた検討がされ始めたといふことは人権の効果的救済という点から望ましいことといわなければならぬ。

- (1) Manfred Nowak, *U.N. Convention on Civil and Political Rights: CCPR Commentary*, 1993, pp. 695-696.
- (2) *Report of the Human Rights Committee: GAOR, Thirty-fifth Session, Supplement No. 40 (A/35/40)* hereinafter referred to as UN Doc. A/35/40, p. 90, para. 8, P.R. Ghandhi, *The Human Rights Committee and the Right of Individual Communication: Law and Practice*, 1998, pp. 221-222. See also, Dominic McGoldrick, *The Human Rights Committee: Its role in the development of the International Covenant on Civil and Political Rights*, 1991, p. 235, note 596.
- (3) Decision on Admissibility of 28 July 1981 and views of 31 March 1983, *Yearbook of the Human Rights Committee 1983-1984*, Vol. II, pp. 503-504, paras. 5.1-5.4, 6.1-6.3, 7.1-7.2. See also, Carl H. Blom v. Sweden (No. 191/1985), views of 4 Apr. 1988, *Selected decisions under the Optional Protocol*, Vol. 2; *Seventeenth to thirty-second sessions*, p. 218, para. 7.2, Antonio S. Lopez v. Spain (No. 777/1997), decision on admissibility of 18 Oct. 1999, CCPR/C/671/D/777/1997, para. 6.2.
- (4) M. Nowak, *supra* note 1, p. 698. See also, Ghandhi, *supra* note 2, pp. 223-224.
- (5) 一般的意見三四(三)は拙稿「自由権規約と留保・解釈宣言」桐山孝信ほか篇「転換期国際法の構造と機能」二〇〇二年「二六三一―二七八頁参照」。
- (6) Decision of 23 July 1982, Human Rights Committee, *Selected Decisions under the Optional Protocol, Second to sixteenth sessions*, pp. 32-34.
- (7) *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General: Status as at 31 December 2000*, Vol. I, p. 216.
- (8) *Supra* note 6, pp. 32-33, paras. 1-4.
- (9) *Ibid.*, p. 34, para. 6.
- (10) *Ibid.*, pp. 33-34.
- (11) Decision of 17 July 1985, *Selected Decisions of the Human Rights Committee under the Optional Protocol, Vol. 2, Seventeenth to thirty-second sessions*, pp. 48-50.
- (12) *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General: Status as at 31 December 2000*, Vol. I, p. 217.
- (13) *Supra* note 11, pp. 48-49, paras. 1-2.4.
- (14) *Ibid.*, p. 49, paras. 2.5-2.8.
- (15) *Ibid.*, p. 50, paras. 4.1-4.3.
- (16) *Ibid.*, p. 50, paras. 4.4-4.5. See also, Thierry Trehutien v. France, decision on admissibility of 18 July 1994, CCPR/C/51/D/421/1990, paras. 2.14, 4.2, 6.2-6.4.
- (17) Decision on admissibility of 7 July 1993 and Views of 19 July 1994, UN Doc. A/49/40, pp. 131-135.
- (18) *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General: Status as at 31 December 2000*, Vol. I, p. 216.
- (19) *Supra* note 17, pp. 131-132, paras. 1-2.4, 3.1-3.3.

- (20) *Ibid.*, p. 132, paras. 2-5.
- (21) *Ibid.*, p. 134, paras. 7-3-7.4.
- (22) *Ibid.*, p. 133, para. 4.2.
- (23) *Ibid.*, p. 133, para. 5.1.
- (24) Decision on admissibility of 22 Jan. 1996 and Views of 25 Mar. 1999, UN Doc. A/54/40, pp. 202-207.
- (25) 「議定書五条2項の規定に付け加えて、規約二八条に定める委員会は、同一事項が人権と基本的自由に関するヨーロッパ条約が設置したヨーロッパ人権委員会により検討されなかったことを確認した場合を除き、個人からのいかなる通報も検討してはならないという了解の下に」議定書を受諾するという内容である。 *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General: Status as at 31 December 2000*, Vol. I, p. 216.
- (26) *Supra* note 24, pp. 202-203, paras. 2.1-2.2.
- (27) *Ibid.*, p. 203, para. 2.3.
- (28) *Ibid.*, p. 203, paras. 2.4-2.6.
- (29) *Ibid.*, p. 203, para. 2.7.
- (30) *Ibid.*, pp. 206-207, paras. 10.1-11.
- (31) *Ibid.*, p. 206, para. 2.9.
- (32) *Ibid.*, p. 205, paras. 5.1-5.3.
- (33) *Ibid.*, p. 205, para. 5.4.
- (34) *Ibid.*, p. 204, paras. 4.2-4.3.
- (35) *Ibid.*, p. 205, para. 4.4.
- (36) *Ibid.*, pp. 205-206, paras. 6.3-6.5.
- (37) Decision on admissibility of 25 Oct. 2000, UN Doc. A/56/40, pp. 241-248.
- (38) *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General: Status as at 31 December 2000*, Vol. I, p. 216.
- (39) *Supra* note 37, pp. 241-242, paras. 1.1, 2.1-2.2, 3.1.
- (40) *Ibid.*, p. 242, para. 2.4.
- (41) *Ibid.*, p. 243, paras. 4.1-4.2.
- (42) *Ibid.*, pp. 243-244, paras. 5.1-5.4.
- (43) *Ibid.*, p. 245, paras. 6.2.
- (44) *Ibid.*, pp. 246-247, paras. 9.3-9.5.
- (45) *Ibid.*, p. 247, para. 9.6.

(46) *Ibid.*, pp. 247-248, paras. 9.7-9.8

(47) *Manuel Wackenheim v. France* (No. 854/1999), CCPR/C/75/D/854/1999, para. 6.2.

(48) *Michael Meiers v. France* (No. 831/1998), CCPR/C/72/D/831/1998, paras. 6.2-6.3, *Waldemar Kehler v. Germany* (No. 834/1998), CCPR/C/71/D/834/1998, paras. 6.2-6.3.

【追記】 本稿脱稿後、*M. Karakurt v. Austria* (No. 965/2000) 事件の規約人権委員会見解 (4 Apr. 2002) に接した。同事件では、オーストリアのリンツにある外国人支援協会の被用者であったトルコ人の通報者が、法律上労働者の利益促進と労働条件遵守の監視に権利と責任を負う労働評議会 (各職場に置かれる) の選挙に立候補したところ、候補者資格をオーストリア人及び欧州経済地域 (EEA) 加盟国の国民に限定する労働関係法に基づき立候補資格がないと裁判所が決定したため評議会の委員になれなかった。通報者はこれが外国人間の差別を構成するとして規約二六条違反を主張して規約人権委員会に通報したが、これ以前の一九九六年七月に通報者はヨーロッパ人権裁判所に訴訟を行っており、同裁判所第三小法廷は、一九九九年九月一四日の判決で、この訴えを受理不可能と決定した。その理由は、労働者評議会はヨーロッパ人権条約一条が保障する結社の自由という「結社」に該当しないから訴えは明白に根拠不十分だということであった。当時のヨーロッパ人権条約にも差別禁止条項は存在したが、それはあくまで同条約が定める人権についての差別禁止であって、結社の自由に関連して差別がある場合にはヨーロッパ人権裁判所の審理対象となるが労働評議会が結社に当たらなければ結社の自由に関連した差別禁止違反の有無の審理はされない。他方、通報者が規約人権委員会に主張したのは差別禁止に関する規約二六条違反であり、規約二六条はあらゆる事実上及び法律上の差別を禁止の対象とする。本件通報に対して、オーストリアは五条二項 (a) に対する留保を援用して本件通報を規約人権委員会は受理できないと主張した。しかし、規約人権委員会は、「同一の事案とは同一の個人に関する特定の権利の侵害についての同一の請求のことをいう」とした後、本件で通報者は、「差別と法の前の平等に関する独立の請求を提起しており、この請求はヨーロッパの機関の前には提起されなかったし、できなかった」と認定し、本件通報を受理可能とした。同一人による同一事実に基づく通報であるが、ヨーロッパ人権条約と自由権規約で人権の内容が異なることを根拠に事件の同一事案性を否定した新たな事例といえる。CCPR/C/74/D/965/2000, paras. 3.4-3.5, 6.2 and 7.2-7.4.

【注記】 研究紀要第7号に掲載した「自由権規約個人通報手続における国内的救済原則 (一)」の続きは次号に掲載する予定である。